

●改正趣旨

平成29年度、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」並びに大阪府が推進する「行政の福祉化」を踏まえ障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者の認定に係る基準（以下「認定基準」という）を定めた。

基準を定める場合は、地方自治法施行規則第十二条の二の十二第2項によりあらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条から第十二条の四までにおいて「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないとされ、同年度より、就労支援部会または工賃向上計画の推進に関する専門委員会において審議いただいていたが、今般、基準において明文化するもの。

●経過

平成29年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会 就労支援部会（議事録抜粋）

認定基準に基づいて認定するときは、同じく二人以上の学識経験を有する方々のご意見をお聞きすることとなっており、次ページに基準の（案）を付けさせていただいておりますが、この当部会のご意見をお伺いすることによりまして、二人以上の学識経験を有する方々のご意見を聞いたという対応にさせていただきたいと考えております。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」及び「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」並びに大阪府が推進する「行政の福祉化」を踏まえ障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の2の12第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に係る基準（以下「基準」という。）を次のとおり定める。</p> <p>1 認定基準</p> <p>大阪府内の次に掲げる者をこれらに準ずる者の認定の対象とする。ただし、公序良俗に反する事業を行なうなど、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としない。</p> <p>(1) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等（施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。）</p> <p>(2) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等の共同受注窓口として契約主体となる事業者</p> <p>(3) 実態として優先調達推進法に規定する障害者就労施設等と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者</p> <p>2 認定方法</p> <p>(1) 認定を受けようとする事業者は、認定申請書に、必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) 認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞いた上で、認定の可否を決定し、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。</p> <p><u>(3) 前述の2人以上の学識経験を有する者については、障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実等にかかる調査審議に関する事務を担当する大阪府障がい者自立支援協議会就労支援部会（以下「就労支援部会」という。）及び同部会に設置され福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援にかかる調査審議に関する事務を担当する工賃向上計画の推進に関する専門委員会（以下「工賃委員会」という。）とする。</u></p> <p><u>(4) 認定を受けようとする事業者が1認定基準の(1)及び(3)である場合、就労支援部会において意見を聞くこととし、1認定基準の(2)である場合は工賃委員会において意見を聞く。</u></p> <p>3 認定の取消し</p> <p>認定を受けた者が、認定基準に該当しないことが明らかになったとき又は認定事業者として適当でない事由が生じたときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>4 その他</p> <p>この基準の取扱いについて必要な事項は、別途、知事が定める。</p> <p>5 基準運用開始日</p> <p>平成29年12月22日</p> <p>附則</p> <p>この基準は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この基準は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」及び「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」並びに大阪府が推進する「行政の福祉化」を踏まえ障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の2の12第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に係る基準（以下「基準」という。）を次のとおり定める。</p> <p>1 認定基準</p> <p>大阪府内の次に掲げる者をこれらに準ずる者の認定の対象とする。ただし、公序良俗に反する事業を行なうなど、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としない。</p> <p>(1) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等（施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。）</p> <p>(2) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等の共同受注窓口として契約主体となる事業者</p> <p>(3) 実態として優先調達推進法に規定する障害者就労施設等と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者</p> <p>2 認定方法</p> <p>(1) 認定を受けようとする事業者は、認定申請書に、必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) 認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞いた上で、認定の可否を決定し、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 認定の取消し</p> <p>認定を受けた者が、認定基準に該当しないことが明らかになったとき又は認定事業者として適当でない事由が生じたときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>4 その他</p> <p>この基準の取扱いについて必要な事項は、別途、知事が定める。</p> <p>5 基準運用開始日</p> <p>平成29年12月22日</p> <p>附則</p> <p>この基準は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p><u>(新規)</u></p>

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準」について

平成29年度、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」並びに大阪府が推進する「行政の福祉化」を踏まえ障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者の認定に係る基準（以下「認定基準」という）を定めたもの。

自治体発注における随意契約の区分（地方自治法施行令第167条の2に基づく）

金額	～100万円	100万円超～160万円	160万円越～
物品購入	1号随契（少額随契）		3号随契（政策随契）
委託役務	1号随契（少額随契）	3号随契（政策随契）	

地方自治法施行令第3号随意契約 整理表

区分	種別	優先調達推進法の対象	地方自治法施行令第3号随契の対象
障がい福祉サービス事業所	①障がい者支援施設（③④⑤の事業者に限る）	○	○
	②地域活動支援センター	○	○
	③生活介護事業所	○	○
	④就労移行支援事業所	○	○
	⑤就労継続支援事業所（A型・B型）	○	○
	⑥小規模作業所	○	○
障がい者多数雇用企業	⑦特例子会社	○	認定
	⑧重度障がい者多数雇用事業所	○	認定
在宅	⑨在宅就業障がい者	○	認定
	⑩在宅就業支援団体	○	認定
その他	⑪共同受注窓口	○	認定
	⑫上記①～⑩と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者	×	認定

＜認定事業所＞

令和6年3月19日現在

⑦ 特例子会社 10団体
 株式会社あしすと阪急阪神
 クボタワークス株式会社
 株式会社三幸舎ランドリーセンター
 パナソニックハートファームアソシエイツ株式会社
 シャープ特選工業株式会社
 株式会社ダイキンサンライズ摂津
 株式会社ニッセイ・ニュークリエーション
 株式会社ウイルハーツ
 株式会社長谷工システムズ大阪支店
 ANAウィングフェローズ・ヴィ王子株式会社

⑧ 重度障がい者多数雇用事業所 2団体
 有限会社奥進システム
 矢野紙器株式会社

⑩ 在宅就業支援団体 1団体
 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

⑪ 共同受注窓口 2団体
 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構
 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルフ部会大阪授産事業振興センター

⑫ 障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者 2団体
 特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク
 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

根拠法令

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）**若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者**若しくは生活困窮者自立支援法

（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）**において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約**、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター**若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約**、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

地方自治法施行規則

第十二条の二の十二 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条から第十二条の四までにおいて「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。